



六交航第84号
平成30年11月7日

中国地方海運組合連合会会長 殿

第六管区海上保安本部
交通部長 藤吉 克博



橋梁等への衝突防止に係る注意喚起について（依頼）

日頃より、海上保安業務にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

先般、大島瀬戸を通航中の外航貨物船が自船マストを橋梁に衝突させ、周防大島町住民のライフラインである水道管等を破断するという社会的影響の大きな事故が発生しました。

今回の事故は、海図等に記載されている橋梁の桁下高を確認しないまま航海計画を策定するという安全運航に係る基本の励行不徹底が事故発生の大きな要因になっているものと思われま

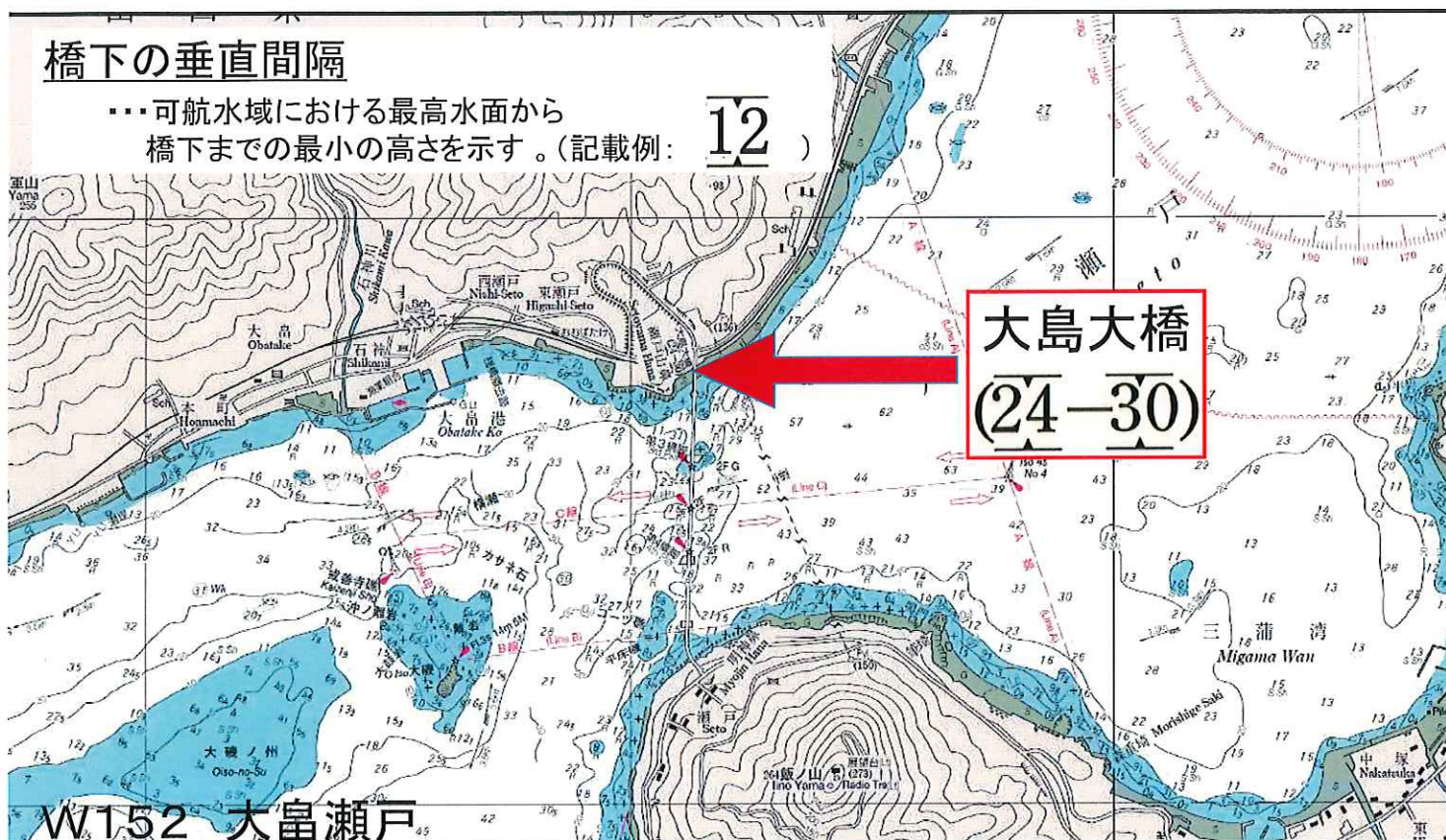
す。つきましては、基本の励行については指導等頂いていることと存じますが、再びこのような事故を繰り返すことのないよう、貴台が取り扱われる船舶に対して、引き続き、航海する際には、最新の海図等で橋梁の高さや水深等を確認する等、水路調査を十分に行い、自船が航行可能であるかどうかをしっかりと確認することについて、今後ご指導下さりますようお願いするとともに別添のパンフレットも参考に活用下さりますようお願い致します。

加えて、現在、大島瀬戸においては、橋梁から垂下した水道管等により、可航幅が狭められていることから衝突等の事故を未然に防止するため、地域航行警報、海の安全情報、AISメッセージによる情報提供、及び事故船舶の所有者が手配した警戒船が大島大橋付近を航行する船舶に対して、障害物の存在についての情報提供や障害物の明示等を行っていることをあらためて、貴台が取り扱われる船舶に対し、ご周知いただくとともに、垂下した水道管等により可航幅の狭くなった大島瀬戸を通航する場合にあっては、大島大橋付近にて他船と行会い状態にならないよう操船することについて周知をお願い致します。

橋への衝突注意！

平成30年10月22日大島瀬戸(山口県)に架かる大島大橋に船舶が衝突する海難が発生しています。

瀬戸内海等を通航する場合は、最新の海図等で橋の高さや水深等を確認するなどして、安全航行に努めましょう！



海上保安庁では、インターネットや電子メールで全国各地の灯台などで観測した気象・海象の状況、気象庁が発表する気象警報・注意報をはじめとした、海の安全に関する情報を提供しています

「海の安全情報」スマートフォン用サイト

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>

「海の安全情報」携帯電話用サイト

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/m/index.html>

「海の安全情報」緊急情報配信サービス

<https://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>

〒734-8560

広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17

第六管区海上保安本部交通部航行安全課

電話 082-251-5111(代表)

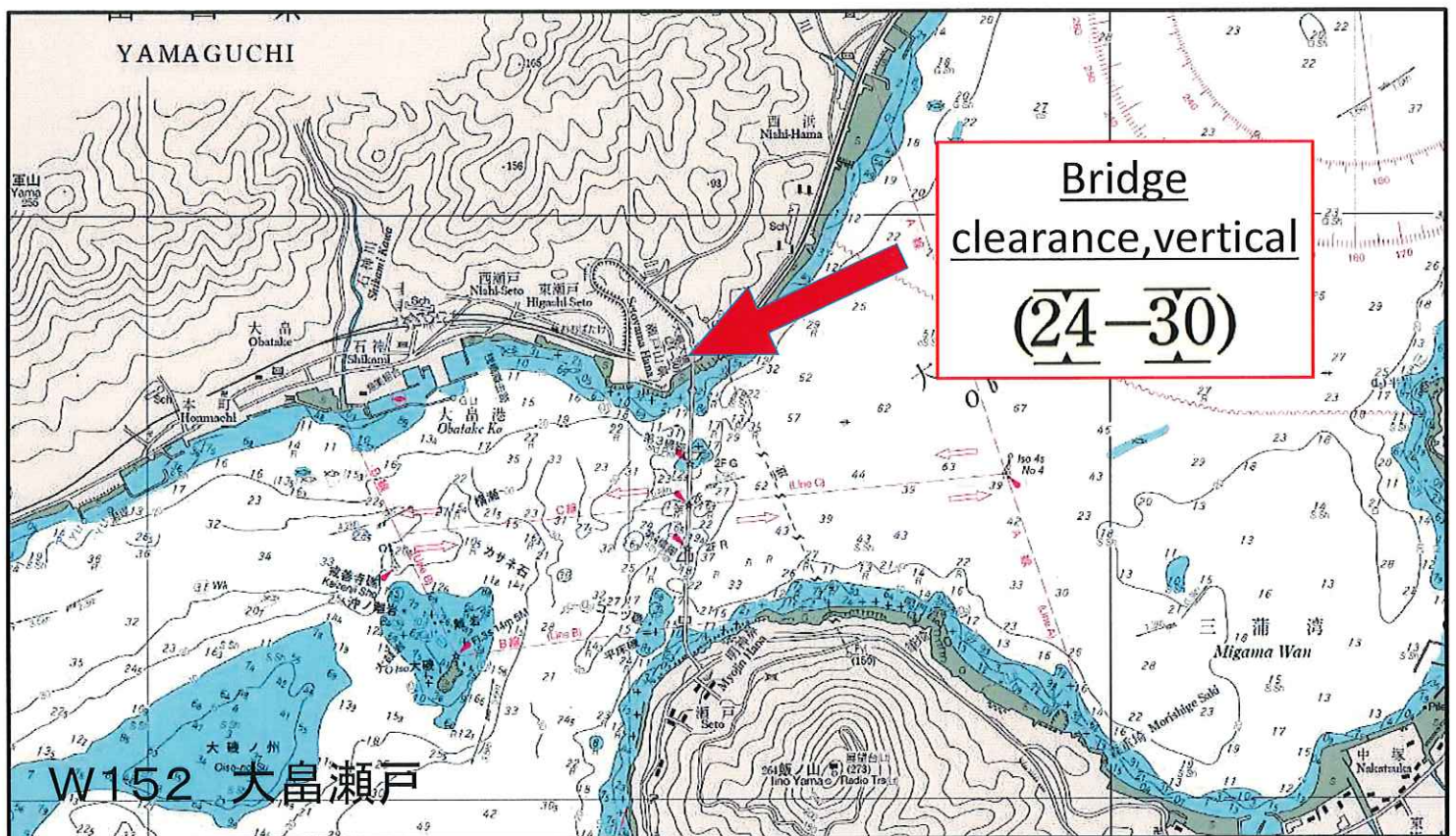
FAX 082-253-8475



Beware of collision with Sea Bridges!

An accident took place on 22 October 2018 in which a cargo vessel's mast collided with Oshima Ohashi Bridge crossing Obatake Seto, Yanai City in Yamaguchi Prefecture and caused grave damages to the local economy.

When navigating underneath sea bridges, make sure your air draft is well below the bridge clearance by the latest chart.



6th Regional Coast Guard Headquarters,
Navigation Safety Division, Maritime Traffic Department



3-10-17, Ujina Kaigandori, Minami-Ku, Hiroshima City,
Hiroshima Prefecture, 734-8560, JAPAN

Phone: 082-251-5111

Fax: 082-253-8475